

議案第31号

守口市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案

守口市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和3年3月22日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

守口市固定資産評価審査委員会条例（平成24年守口市条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
第1条から第5条まで 略 （固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出の方法） 第6条 略 2及び3 略 <u>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u> <u>5 略</u> <u>6 略</u> 第7条から第11条まで 略 （口頭審理） 第12条 略	第1条から第5条まで 略 （固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出の方法） 第6条 略 2及び3 略 <u>4 略</u> <u>5 略</u> 第7条から第11条まで 略 （口頭審理） 第12条 略

2 から 4 まで 略 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者が <u>これに署名押印しなければならない。</u> (1) から (3) まで 略 6 から 8 まで 略 以下 略	2 から 4 まで 略 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければな <u>らない。</u> (1) から (3) まで 略 6 から 8 まで 略 以下 略
--	---

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。